

4. 医療関係

《重度心身障害者医療費助成事業》

医療費（保険診療の自己負担額）の全額または一部を助成します。

※手帳取得時、等級変更時の年齢が65歳以上の方は対象となりません。

対象者：身体障害者手帳 1～2級

〃 3級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害に限る）

愛護手帳A

精神障害者保健福祉手帳 1級

国民健康保険証

市から交付された「重度心身障害者医療費受給者証」を保険証とともに医療機関の窓口提示。一部負担金の割合「1割」の方は窓口にて支払。

社会保険・組合保険・後期高齢者医療被保険者証

医療機関の窓口で一度医療費を支払った後、市窓口にて医療費の領収書を添付し申請、後日本人口座へ償還払。

所得制限

本人及び扶養義務者の所得によります。

助成制限

平成16年9月30日以前から重度心身障害者医療費助成を受けていた方で、現在、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は世帯全員が住民税非課税の方のみ対象となります。

申請に必要なもの

- ①各種手帳
- ②預金通帳
- ③健康保険証
- ④マイナンバー（個人番号通知書又はカード）

《後期高齢者医療被保険者証の発行（65歳以上75歳未満の者）》

後期高齢者医療制度は75歳以上の方が被保険者となる制度ですが、65歳以上75歳未満の方であっても、一定の障害がある場合は、申請により後期高齢者医療制度の被保険者になることができ、医療機関にかかる際の保険診療について、自己負担割合が1割（現役並み所得のある方は3割）になります。（なお、この障害認定を受けて医療制度の被保険者になっている75歳未満の方は、申請により後期高齢者医療制度を脱退することができます。）

身体障害者手帳 1～3級

〃 4級の音声機能、言語機能、またはそしゃく機能障害

〃 4級のうち下肢障害の1号、3号または4号

愛護手帳A

精神障害者保健福祉手帳 1・2級

障害者年金1・2級を受給されている方

《自立支援医療》

自立支援医療の種類

自立支援医療には、次に掲げるものがある。

1. 育成医療
障害児及び必要と認められる児童に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療
2. 更生医療
身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療
3. 精神通院医療
精神障害者に対し、本人が病院または診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療

申 請

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、居住地の市において手続きをします。(精神通院医療については、居住地(現在地)の市を経由して県に申請します。)

■自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- 基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々(高額治療継続者(いわゆる「重度かつ継続」))にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- 入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

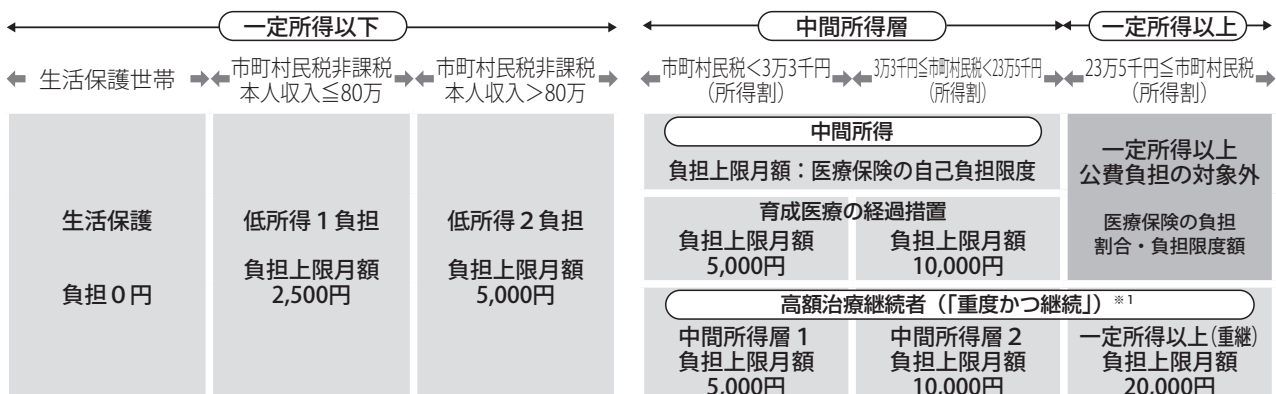
■自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者(一定所得以上の者を除く。)(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)

2. 給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定。



※1 高額治療継続者(「重度かつ継続」)の範囲については、以下のとおり。

① 疾病、症状等から対象となる者

- 更生医療・育成医療 じん臓機能、小腸機能、肝臓機能(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)、免疫機能、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)

- 精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害(依存症等)の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。医療保険の多数該当の者。